

再評価結果一覧 (平成25年8月末現在)

【公共事業関係費】

【ダム事業】 (直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B／C					
夕張シューパロダム 建設事業 北海道開発局	再々評価	1,700	3,176	【内訳】 被害防止便益:1,971億円 流水の正常な機能の維持に関する便益: 1,189億円 残存価値:15億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:365戸 年平均浸水軽減面積:132ha	1,144	2.8	・石狩川流域では昭和36年7月、昭和37年8月、昭和50年8月、昭和56年8月、平成13年9月に被害の大きな洪水が発生しており、昭和56年8月の洪水では、氾濫面積61,400ha、死者2名、被害家屋22,500戸の浸水被害が発生している。 ・過去28年間、農業用水は毎年のように節水を余儀なくされている。 ・このため、浸水被害および渇水被害の早期解消が必要である。	①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・平成21年から平成24年にかけて、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口・総世帯数はほぼ横ばいで大きな変化はない。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて ・ダム本体工事は、平成24年10月に堤内仮排水路の閉塞を除き全体94万m3の打設を完了している。平成26年3月から試験湛水を開始し、平成26年度に完成予定。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について ・今後も引き続き、工事施工においてコスト縮減に努める。 ・河川整備計画策定時に行った代替案の検討結果では、「夕張シューパロダム＋河道改修」と「河道改修」が考えられ、社会的影響及び自然環境への影響、経済性の観点から「夕張シューパロダム＋河道改修」による対策が最適と判断している。	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)
ハツ場ダム建設事業 関東地方整備局	その他	—	—	—	—	—	—	—	評価手続中	水管理・国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
				便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B／C				
鶴田ダム再開発事業 九州地方整備局	その他	711	845	【内訳】 被害防止便益:824億円 残存価値:21億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:137戸 年平均浸水軽減面積:30.5ha	734	1.2	・昭和29年8月洪水、昭和44年6月洪水、昭和46年8月洪水等により甚大な浸水被害が発生しているほか、近年では、平成5年8月洪水をはじめ、平成9年9月洪水等により浸水被害が発生している。特に本事業の契機となった平成18年7月洪水では、既往最大の洪水となり、甚大な浸水被害が発生している。 ・このため、浸水被害の早期解消が必要である。	①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・想定はん濫区域内に、主要都市である薩摩川内市、さつま町、えびの市等があり、その人口は、ほぼ横ばい傾向となっている。 ②事業の投資効果の変化 ・総事業費について確認を行った結果、設計条件の見直しや物価変動等により現計画の事業費から約251億円の増加となった。 ③事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて ・平成25年度に放流管増設のためのダム本体の削孔に着手するとともに、増設減勢工事を継続し、平成29年度完成に向けて事業を進めている。 ④コスト縮減や代替案立案などの可能性について ・鶴田ダム再開発事業でのコスト縮減については、これまで上流仮締切の技術開発によるコスト縮減、水中施工方法の見直しによるコスト縮減などを実施している。今後着手予定の工事においても、引き続きコスト縮減に努めて事業の進捗を図る。 ・鶴田ダム再開発事業の代替案として、基本方針策定時に河道処理案、遊水地案、放水路案を検討し、鶴田ダム再開発事業の妥当性を確認している。	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)
筑後川水系ダム群連携事業 九州地方整備局	再々評価	390※	1,029※	【内訳】 流水の正常な機能の維持に関する便益:1,015億円 残存価値:14億円 【主な根拠】 ダム群連携事業と同規模のダムを代替施設とし、その建設費を便益とみなし計上	500※	2.1※	・近年の少雨傾向により、筑後川沿川では慢性的な水不足が生じ、概ね2年に1回の割合で取水制限等が行われている。 ・筑後川では、福岡都市圏などで増大する水需要に対応するため、都市用水の確保を優先して進めざるを得ず、本来同時に確保していくべき流域内の流水の正常な機能の維持用水の確保がやむを得ず遅れた状態となっている。また、農業用水の取水が集中するかんがい期に降雨が少ない年は、農業用水取水後に河川流量が極端に不足する傾向が見られ、特に取水が集中する代かき期の6月に、河川流量が極端に減少する状況が発生している。 ・このため、渇水被害の早期解消が必要である。	①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・筑後川流域では、近年においても、概ね2年に1回の割合で取水制限等が行われている状況に変化はない。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて ・現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を行うこととしている。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について ・実施計画調査段階であるため、具体的なコスト縮減は、今後検討する。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて、代替案の比較を行うこととしている。)	継続 (「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)

※今回の再評価における費用便益分析は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものである。なお、現在進めている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づく検証においては、総事業費及び工期等の点検を行ったうえで、その後の検討を行うこととしている。

【空港整備事業】

(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B／C
			便益の内訳及び主な根拠							
東京国際空港 C 滑 走路延伸事業 関東地方整備局 東京航空局 気象庁	長期間継 続中	209	447	【内訳】 航空利用者に対する効果：347 億円 供給者に対する効果：40億円 残存価値：59億 【根拠】 深夜早期時間帯における長距離 国際線の便数：14便/日 事業後の航空機材の変化： B777-200ERからB777-300ER	245	1.8	①貨物積載量の増加 深夜早期時間帯に使用でき る滑走路長が2,500mから 3,000mになり、旅客便に積 載される貨物量が増加する ことが期待される。 ②昼間時間帯における効果 気象条件の不利な場合等に おいても、より一層、機体 重量の制約が生じにくくな ることが期待される。	本事業により、東京国際空港の深夜 早期時間帯における長距離国際線の大型機の就航が可能となる。これによ り、首都圏国際空港の更なる機能強化 を実現することで、首都圏ひいては我 が国の国際競争力向上に貢献するもの と期待される。 本事業の進捗率は、74%（平成24年 度末時点）であり、平成26年末の施設 供用に向けて着実に進捗している。 空港内の他工事で発生した建設副産 物を盛土材料に使用するなどコスト縮 減及び効率化を図っている。今後も引 き続きコスト縮減に努める。	継続	航空局 空港施設課 (課長 池田薫)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
帯広第2地方合同 庁舎 北海道開発局	長期間継 続中	34	123 点	100 点	133 点	老朽、狭あい、耐震性の不足を解消する必要性が認められる。経済 性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化に よる事業の効果が認められる。	①事業の必要性 1) 社会経済情勢等の変化 ・東日本大震災からの復興及び国土強 靱化を進めつつ、財政健全化を図るた め、歳出全般の更なる点検が必要とさ れている。 2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計 画の効果」の評価結果から本事業の効 果が認められる。 3) 事業の進捗状況 ・敷地調査実施後、設計業務発注前。 ②事業の進捗の見込み ・現計画の継続が必要である。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コ スト縮減や新たな代替案立案の可能 性」の観点から現時点で事業の見直し の必要性は認められない。 社会経済情勢等の変化はあるが、事業 の必要性等については評価基準以上の 評点となっている。また、今後の事業 進捗も見込まれることから、本計画を 継続することが妥当であると認められ る。	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
前橋地方合同庁舎 関東地方整備局	長期間継 続中	55	118 点	100 点	133 点	老朽、狭あい、借用返還、耐震性の不足を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	①事業の必要性 1) 社会経済情勢等の変化 ・入居予定官署の一部が入居を取り止めたことに加え、東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。 3) 事業の進捗状況 ・本体工事中。 ②事業の進捗の見込み ・平成27年度完成予定。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。 社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評価となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
世田谷地方合同庁 舎 関東地方整備局	長期間継 続中	21	110 点	100 点	121 点	老朽、耐震性の不足、狭あいを解消する必要性が認められる。移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	①事業の必要性 1) 社会経済情勢等の変化 ・東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。 3) 事業の進捗状況 ・設計業務中、平成25年度本体工事発注予定。 ②事業の進捗の見込み ・平成27年度完成予定。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。 社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
和歌山地方合同庁 舎 近畿地方整備局	長期間継 続中	76	107 点	100 点	133 点	老朽、狭あい、耐震性の不足、借用返還を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	①事業の必要性 1) 社会経済情勢等の変化 ・東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。 3) 事業の進捗状況 ・平成25年度本体工事発注予定。 ②事業の進捗の見込み ・平成27年度完成予定。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。 社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
高松地方合同庁舎 (Ⅱ期) 四国地方整備局	長期間継 続中	82	113 点	100 点	133 点	老朽、都市計画の関係、狭あい、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	①事業の必要性 1) 社会経済情勢等の変化 ・東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 また、平成24年の条例改正により駐車場附置義務台数が減り、地下駐車場が不要となった。 2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。 3) 事業の進捗状況 ・設計業務中 ②事業の進捗の見込み ・現計画の継続が必要である。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。 社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業計画の必要性―既存施設の老朽・狭あい・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性―採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果 ―「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）